

公募型比較見積合わせの執行について

大阪市住之江区長 藤井 秀明

次のとおり、公募型比較見積合わせ（以下「比較見積」とする。）を執行する。

令和7年9月30日

1. 案件情報

案件名称	令和7年度住之江区役所窓口サービス課（保険年金）カードケース買入
納入期限	令和7年10月31日
納入場所	仕様書のとおり

2. 日程

見積書提出期間	令和7年9月30日 午前9時00分 ～ 令和7年10月8日 午後5時30分
資格審査資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出は必要ありません
仕様書に関する質問期間	令和7年9月30日 午前9時00分 ～ 令和7年10月2日 午後5時30分
質問方法	仕様書に関する質問については、持参、電子メールまたはFAXにより行うこと。 電子メール：suminoe-koubo@city.osaka.lg.jp
質問回答方法	質問の回答は、令和7年10月7日午後5時30分までに住之江区役所ホームページにて公表する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
契約相手方決定予定日	令和7年10月9日

3. 比較見積参加資格

登録種目	大阪市入札参加資格有資格者名簿に「01.事務用品・機器」で登録し、本店又は支店の所在地を大阪市内で、かつ「企業の区分」を「大」以外で登録していること。
必要な許認可(登録)等	なし
その他 (実績要件等)	なし

4. 比較見積参加申請

提出書類	物品供給見積書（以下「見積書」とする。）
提出書類交付場所	提出書類は「5. 調達担当」及び住之江区役所ホームページにて交付する。
提出方法	見積書提出期間中に、「5. 調達担当」あて、持参、電子メールまたはFAXにより提出すること。 電子メール：suminoe-koubo@city.osaka.lg.jp ※調達担当以外の窓口に出された見積書等は無効となるので注意すること。 ※電子メールまたはFAXの場合は、必ず「5. 調達担当」へ到着確認の電話をすること。 ※電子メールの場合は、見積書等の写しをPDFデータにより提出すること。また、電子メールの件名に案件名称を記載すること。

5. 調達担当（見積書等提出先、比較見積に係る各種手続きに関する問合せ先）

住之江区役所総務課 （総務）	大阪市住之江区御崎3-1-17 住之江区役所 4階 41番窓口 TEL：06-6682-9626 FAX：06-6686-2040
-------------------	--

6. 事業担当（仕様書に関する問合わせ先）

住之江区役所窓口サービス課 （保険年金）	大阪市住之江区御崎3-1-17 住之江区役所 1階 8番窓口 TEL：06-6682-9956 FAX：06-6686-2040
-------------------------	---

公募型比較見積【共通事項】		
1. 比較見積参加資格	(1)	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（物品・委託・工事）に当該案件に応じた種目で登録されていること
	(2)	① 公告本文に定める比較見積参加資格要件をすべて満たすものであること
		② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
		③ 見積書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
		④ 見積書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	(3)	比較見積参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き見積書提出期限現在による。
	(4)	比較見積参加資格の審査は、見積書提出期限後に資格を確認する必要があると認められる者について行う。
	(5)	当区の指定する期限までに、公告本文に定める比較見積参加資格に定める書類等（以下「資格審査資料」という。）を提出できること
2. 比較見積参加手続等	(1)	見積書の提出等の手続きは、公告本文に定める比較見積参加申請のとおり行うこと。
	(2)	比較見積の辞退 見積書提出後の辞退は認めない。
	(3)	仕様書等の取得方法 公告日以降に公告文に定める調達担当窓口又は住之江区役所ホームページより取得するものとする。
	(4)	仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。
	(5)	上記(1)～(4)によらない場合は、公告本文に定める。
3. 見積の方法等	(1)	見積書の提出期間及び開札日時・場所は公告本文に定める。
	(2)	比較見積参加者がいない場合は当該比較見積を中止する。
	(3)	見積書の提出
		① 見積書は、入札金額等、必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱う。また、見積書にかかる費用は、見積参加者の負担とする。
		② 契約相手方決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること
		③ 見積書の記載は、記載例を参考にして正確に行うこと。
		④ 見積書の提出は、提出期間内に完了すること。
		⑤ 一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
		⑥ 契約相手方となった場合には、契約金額を記入した見積書に仕様書を添付し割印したものを、契約決定後すみやかに区役所へ提出すること。
4. 比較見積の不調	比較見積の結果、契約相手方と認められるものがないときは、本案件を不調とし、再度の公告の検討を行うかを含め検討するものとする。	

5. 見積の無効	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）第28条第1項に該当する見積
	(2)	1に定める見積参加資格を有しない者がした見積
	(3)	本市が指定する様式以外で行った見積
	(4)	指定する日時までに公告本文に定める提出書類を提出しなかった者がした見積
	見積書提出日より見積書締切日時までの間において、見積参加者が次の項目に該当する場合	
	(5)	① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
	(6)	見積書締切日時までに当区に対し見積書錯誤理由を書面により提出し、当区が錯誤無効と認めた見積書
6. 比較見積参加資格の審査及び契約相手方の決定	(1)	見積締切後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約相手方とし、契約の決定を通知する。
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者が2人以上あるときは、見積締切日以降に、当区が指定する日時・場所において、くじにより契約相手方を決定するものとする。なお、当区が指定する日時・場所に来ない者がいるとき、当区は、その者に代わり当該案件の発注に関係のない当区職員を指名してくじを引かせるものとする。
	(3)	見積締切後、契約相手方決定までに、いずれかの見積参加資格要件を満たさなくなった場合は、見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。
	(4)	見積締切後、契約相手方決定までの間に、見積参加者が次の項目に該当した場合は見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。
		① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けている
		② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置等を受けている
	(5)	契約相手方となった者は、正当な理由がある場合を除き、契約相手方となることを辞退することができない。
7. 契約相手方の決定日	原則として、契約相手方の決定は見積書提出期間の締切日（くじ等の場合は、当区が別で定めた日時による）の翌開庁日とし、当区より直接、契約の相手方になった者に連絡を行う。ただし、これによらない場合は、公告文で別途定めるものとする。	
8. 入札保証金及び契約保証金	(1)	入札保証金 免除
	(2)	契約保証金 契約金額の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。 また、大阪市契約規則第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
9. その他	(1)	提出された見積参加資格審査資料等は、無断で他に使用しない。
	(2)	契約相手方決定後契約締結までに、契約相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置等を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
	(3)	契約締結後、当該契約の契約期間内に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置等を受けたときは、契約の解除を行う。
	(4)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則に定めるところによる。